

令和7年度3R普及啓発動画制作業務仕様書（企画提案競技用）

本仕様書は、青森県が委託する「令和7年度3R普及啓発動画制作業務」（以下「委託業務」という。）について適用する。

1 目的

本県の県民1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率は全国下位であるため、3R推進に向けた県民一人ひとりの意識醸成のために、もったいない・あおもり県民運動をより一層推進する必要がある。

今年度は効果的な広報啓発のために県民向けの普及啓発動画を制作し、県ホームページでの公開、出前トーク及び各種SNSでの情報発信において活用するものである。

2 委託業務の内容

（1）動画の制作要件

- ①動画のテーマを「紙ごみ」「プラごみ」「リチウムイオン電池」「食品ロス」の4つとし、各テーマについて3分～5分程度の横長動画及び1分未満の縦長短尺動画を制作する（計8本）。各テーマの内容について下記のとおりとする。
 - ア）テーマ「紙ごみ」「プラごみ」について、県内のリサイクル工場の映像を使用する。また、どのような製品に生まれ変わるか示す。
 - イ）テーマ「リチウムイオン電池」の分別・処分について、どの市町村にも共通の内容について説明し、詳細な処分方法は各市町村に確認するよう促す内容とする。また、不適切な処分をした場合の危険性が伝わる映像を使用する。
 - ウ）テーマ「食品ロス」について、青森県の食品ロスの量をインパクトのある形で示し、「てまえどり」、「3つのきる」、「3010運動」、賞味期限切れ間近の食品の取扱い等、県民ができる取組を紹介する。
- ②3分～5分程度の横長動画について、県の出前トーク等の環境教育での使用を想定し、学生や町内会等の一般の県民により構成される団体を対象とした内容とする。
- ③1分未満の縦長短尺動画について、各種SNSでの広報を想定し、SNSでのインプレッションが増えるような編集をする。
- ④もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」のアニメーション又は実写（着ぐるみ等）を動画に登場させる。
- ⑤県で保有する着ぐるみ等を借受ける場合は、県が定める貸出し・使用規程を遵守すること。
- ⑥各種SNSでの映像配信に適した形式及びメディアプレイヤーでの再生に適した形式で作成する。

- ⑦各種SNSへ掲載するサムネイル用画像ファイルと日本語字幕ファイル（SRT形式）を作成する。

（２）動画制作に当たっての留意事項

- ①動画の制作に当たっては発注者との打合せを綿密に行い、内容を決定する。
- ②制作した動画は、青森県のホームページ及び各種SNSで公開するものとし、修正や更新が行われるまでの間、公開を継続する。
- ③動画にタレント等を使用する場合、納入後、発注者が動画の修正、更新又は二次利用を行う際、動画への出演に関する契約等に対して、発注者は、追加の負担を負わないものとする。
- ④撮影場所において、撮影許可の取得等が必要な場合は、受注者が手続を行う。
- ⑤動画の制作に当たって実施した取材等で発生する謝金等の費用は、受注者の負担によるものとする。

３ 契約上限額

金 3, 4 6 5 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※調査費、旅費、資料作成代一切を含む。

支払時期は、成果品の内容を確認した後とする。

４ 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

５ 成果物の納品

２の動画一式（サムネイル及び字幕ファイルを含む。）の電子データを格納した記録媒体（DVD-R 等）を青森県環境エネルギー部資源循環推進課に２式提出すること。

６ 著作権

- （１）納入物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属する。受注者は、発注者が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- （２）本契約締結日現在受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、発注者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を発注者の著作物として使用し、改変し、及び第三者に使用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は

通知の対象となった特定部分)については、この限りでない。

- (3) 受注者は、納入物に関して著作権者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作権が受注者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (4) 受注者は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に明示されていない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。
- (2) 受注者は、委託業務の実施状況について、適時、発注者に報告を行う。
- (3) 委託業務実施のため、発注者の指示により必要と認められる場合に、打合せ等を行う。